

令和8年度～令和9年度

国営施設応急対策事業母畑地区

北幹線用水路改修（その3）工事

特 別 仕 様 書

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

国営施設応急対策事業母畑地区北幹線水路改修（その3）工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、国営母畑土地改良事業計画に基づき、北幹線水路を補修するものである。

2. 工事場所

福島県石川郡玉川村大字吉地内他

3. 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

水路延長 L=3,866.31m

施工始点 測点 No. 46+23.00

施工終点 測点 No. 200+2.00

内訳

管水路継手補修工（φ1800, φ1650） 328箇所

仮設工 1式

4. 工事数量

別紙ー1「工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1. 工程制限

管内の排水作業は、非かんがい期である 11 月 1 日以降とする。また、管水路継手補修工については、2 月 25 日まで完了するものとする。

なお、工事着手前に監督職員及び施設管理者と排水時期及び充水開始日を打ち合わせるものとし、これにより難い場合は監督職員と協議するものとする。

2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等 249 日を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇を含んでいる。

3. 施工しない日

原則、土曜日及び日曜日、夏季休暇（土日以外の 3 日間）、年末年始休暇（12 月 29 日～1 月 3 日）。

ただし、週休 2 日に取り組む工事については、提出する施工計画書によるものとする。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

4. 施工しない時間帯

原則、平日の午後6時から午前7時まで。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

5. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別添様式により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている487日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別添様式と合わせて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の翌日から令和10年3月10日（工事完了期限日）まで

※ 工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。

6. 準拠基準

本工事の施工に当たっては、以下の基準を準拠するものとし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

名 称	発 行 所	制定年月日
土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 「パイプライン」	社団法人 農業農村工学会	令和3年6月30日
農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル（パイプライン編）（案）	農林水産省農村振興局 整備部設計課施工企画 調整室	平成29年4月

7. 現場技術員

本工事は、共通仕様書第1編1-1-11に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

第4章 現場条件

1. 関連工事等

受注者は、次に示す隣接工事又は関連工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。

北幹線用水路改修（その4）工事（施工予定時期 令和8年8月～令和9年3月）

2. 第三者に対する措置

（1）保安対策

本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

（2）交通対策

なお、工事用資・機材の運搬等に使用する公共道路については、他の交通の支障とならないよう留意するとともに、事故防止に努めなければならない。

3. 関係機関との調整

工事の実施に当たっては、共通仕様書第1編1-1-45に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。

4. 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

架空線等上空施設の安全施設については、共通仕様書第1編1-1-37及び3-2-2に基づき必要な措置を講じなければならない。

なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

第5章 指定仮設

1. 現場内小運搬

止水バンド材の荷下ろし場所から進入口5、8、9について、人力小運搬を考えているが、その他、現地の状況により運搬が困難な場合は監督職員と協議するものとする。

2. 換気設備

各進入口について、21m³/分以上の換気設備を設置し、管路内の換気を行うものとする。

なお、管水路の換気設備の設置に当たり、管水路の規模、施工方法、施工条件等を考慮した上で、適切な換気設備を選定しなければならない。

3. 除雪工

除雪は積雪深が 10cm に達した場合に行うものとし、実施後においては、速やかに監督職員に除雪の実施状況(積雪深、除雪範囲、除雪方法等)を報告するものとする。

なお、除雪は実績により変更する。

第6章 工事用地等

工事施工上必要な用地が生じた場合は、事前に工事用地の確保及び使用条件について監督職員と協議するものとする。

第7章 工事用電力

工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりである。

なお、これにより難しい場合は、同等品相当の材料を使用するものとし、監督職員の承諾を得るものとする。

また、J I S規格品については、産業標準化法（平成 30 年 5 月 30 日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（J I Sマーク表示認証工場）での製造品とする。

(1) 水密ゴム及びSUSバンド

φ 1800 mm, φ 1650mm W=300 mm以上

(2) 木材

受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合はこれに従うものとし、任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。

2. 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材 料 名	提 出 物
止水バンド	試験成績書、カタログ、材質証明

3. 監督職員の検査又は試験

次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査を受けなければならない。

材 料 名	検査項目	備 考
SUSバンド、水密ゴム	外観・形状・寸法	現場搬入時

第9章 施 工

1. 一般事項

(1) 基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

(2) 検測又は確認（施工段階確認）

ア 本工事の施工段階においては、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。

イ 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

継手補修工

確 認 内 容	確認時期・頻度 (一般監督)	確認時期・頻度 (重点監督)	備考
設置位置、 拡張圧力	初期施工段階で1箇所	各補修箇所	施工後

(3) 書類限定検査の実施

ア 検査職員による検査について、次に示す9書類に検査時の資料を限定し資料検査を行うものとする。

なお、これによりがたい場合は、事前に追加書類を受注者に通知する。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳 (下請けとの関係及び下請引取 検査書類を含む。)	⑦品質管理図表
③打合簿（協議）	⑧工事材料品質証明書
④打合簿（承諾）	⑨工事写真
⑤打合簿（提出）	

イ 書類限定検査に係る実施状況や改善点等を把握するためのアンケートを実施する場合には協力する。

2. 管水路継手補修工

止水バンド設置工の施工にあつては、平成29年4月農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画室「農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル（パイプライン編）(案)」参考資料

①止水バンド工法を参考とする他、留意事項は以下による。

(1) 進入口位置

進入路（入管）位置は、図面に示すものとする。

(2) 設計条件及び材質

図面に示す標準断面図は参考設計断面であり、工法を指定するものではない。

なお、管水路継手補修工の設計条件及び材質は以下のとおりとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。

ア 水密ゴム及びSUSバンド材料

(ア) 設計条件

既設管径：φ1800、φ1650

適用管種：PC管

設計内水圧：0.709～0.188MPa

設計外水圧：0.05MPa以下（土かぶりより推定）

(イ) 止水ゴム

①止水ゴム材質

JIS K 6353 の材質及びI類A種又は同程度の物性値を有するもの。

②設計条件性能証明

設計内水圧試験は、最大継手間隔若しくは最大継手偏角を設定した試験設備で実施するものとし、試験設備の口径は指定しないものとする。

設計外水圧試験は、当該口径以上の試験設備で確認するものとする。

(ウ) SUSバンド（固定リング）

①SUSバンド（固定リング）等の材質

材質はステンレス鋼 SUS304 相当の耐蝕性を有し、溶接加工の溶接焼けは科学的処理により耐蝕性を確保すること。

②SUSバンド（固定リング）の拡張力保持構造

固定リングを油圧ジャッキ等で拡張し、止水ゴムの圧縮状態を確実に保持し固定する構造とすること。

(3) 事前処理

ア 施工に先立ち水密性を確保するため設置箇所をブラシ等により清掃を行い、施工の支障となる雑物を除去し、平滑面を確保するとともに、既設管の性状や浸入水の状況等、既設管内面やジョイント部分の性状を調査し、その結果を監督職員に報告するものとする。

なお、雑物の除去及び浸入水の処理等が必要になった場合は監督職員と協議するものとする。

イ 管継手補修材等の設置に当たっては、管継手に対して均等に設置されるように事前に設けたマーキングに沿って施工するものとする。

(4) 施工時の管理

設置作業においては、その取扱いに熟練した作業員を配置するとともに、以下の点に留意して施工しなければならない。

ア 材料、施工装置の搬入出及び管内の移動については、既設管にキズや損傷を与えないように注意するものとする。

イ 拡張は、均等に行うものとする。

3. 人孔蓋開閉工

受注者は、排泥工における人孔蓋開閉工の作業前に第5章2に基づく換気を行わなければならない。

4. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別解体の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

5. 幹線用水路の排水工及び充水工

(1) 排水作業

ア 排水作業に当たっては排水先の水路の溢水に十分注意し作業を行うものとする。

イ 千五沢ダム取水塔のゲート操作は施設管理者が行うものとし、ゲートの全閉、本線制水弁の全閉を確認する。

ウ 止水バンド施工区間の各排泥弁を開け排水作業を行う。

(2) 充水作業

ア 11月1日から3月31日までの千五沢ダムの最大取水量は0.082m³/sとなっており、これを超える取水はできない。

毎年度、充水開始は2月26日までにを行うことで考えているが、これによらない場合は監督職員と協議するものとする。

イ 各施設の排泥弁及び南北調整池分水ゲート、幹線用水路の主弁、分水弁が全閉となっていることを確認し、ダム管理者が取水塔ゲートを調整しながら、導水トンネル及び南北調整池に用水が充水したことを確認する。

ウ 南北調整池が満水となったら、南北調整池の分水ゲートを開け用水を充水していく。

(3) 排水工及び充水工の区間について

別紙ー１「工事数量表」に示す幹線用水路の排水工及び充水工の区間は、次のとおりである。

区間①：第１号排気工（NO. 24+20. 00）～第３号排気工（NO. 91）

区間②：第３号排気工（NO. 91）～第５号排気工（NO. 113+15. 00）

区間③：第５号排気工（NO. 113+15. 00）～第８号排気工（NO. 200+1. 75）

第10章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者又は監理技術者の資格は、入札公告による。

2. 施工管理

本工事の出来形管理は以下のとおりとする。

(1) 出来形管理

直接測定による出来形管理は以下のとおりとする。

ただし、工法により下表によりがたい場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

ア 継手補修工（止水バンド工法）

項目	管理基準値及び規格値	測定基準
外観	・ 欠陥等の以上箇所が無いこと ・ 所定の位置に設置されていること	全施工箇所について目視により外観検査を行う。
ゴムの仕上がり厚さ	各施工箇所、１箇所４点（上下左右）の全てが所定の高さ以下であること。	各施工箇所 １箇所４点（上下左右）を測定する。
固定時の締め付け力	所定の締め付け力の範囲であること	全施工箇所について締め付け治具による締め付け金具の締め付け力を測定する。

(2) 撮影記録による出来形管理

ア 管継手補修工（止水バンド工法）

	撮影基準	撮影箇所	撮影方法	備考
材料、品質等	施工前の使用材料の保管状況	適宜	1. 撮影箇所の確認、寸法が判定できるように工夫する。	
	施工前の使用材料の確認状況（ロット番号等）	適宜	2. 撮影箇所には次の事項を記入した黒板を用意し、整理説明の便となるよう工夫する。	

事前処理工	管内洗浄状況	区間毎上下流に 1 箇所	①工事名 ②工種及び種別 ③作業内容 ④測点 ⑤設計数量・寸法 ⑥実測数量・寸法 ⑦略図	施工前 施工後
	酸素、有害ガス測定状況	区間毎上下流に 1 箇所	3. 写真はカラー撮影とする。なお写真ファイルの記録形式は JPEG 形式とし、有効画素数は、黒板の文字が確認出来ることを指標とする。	施工前 施工中
止水バンド設置工	止水バンドの設置状況	区間毎上下流 1 箇所 ・着手前の表面の状況 ・段差、隙間、管ズレ、屈曲等 ・ゴム圧縮厚さ、仕上がり状況等	上記と同一 対象箇所の状況が判読可能な方法（例：スケール目盛り等で対比する）	施工前 施工後
	施工中の状況	区間毎上下流 1 箇所 ・据え付け状況、使用機械、拡張時のジャッキ圧力、固定ボルトの締め付け力等		施工中

(3) 施工管理の留意事項

既設構造物取壊し工における写真管理については、既設構造物の撤去前から撤去後までの撤去作業の状況が一連で分かるよう写真管理を工夫するものとし、次の写真管理フローを参考に撮影記録するものとする。

- ア 現況整理として、撤去対象物の概要を撮影記録する。
- イ 掘削中及び掘削後の構造物の把握として、撤去対象物の詳細数量確認状況を撮影記録する。
- ウ 撤去作業状況の整理として、一連の撤去作業状況を撮影記録する。
- エ 完全撤去状況の整理として、完全に撤去除去された状況が確認出来るよう撮影記録する。
- オ 復旧・完了後の整理として、撤去範囲における復旧完了状況を撮影記録する。

3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得た上で黒板情報の電子化を行うことができる。

黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）黒板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）６ 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

（４）写真の納品

受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時にURL（https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

（５）費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

4. 工事現場等における遠隔確認について

- （１）本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。

- (2) 遠隔確認の活用は、「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。
- (3) 農林水産省が推奨するWeb会議システムは、Microsoft Teams である。
- (4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

第11章 天災その他不可抗力

天災その他の不可抗力による損害は、請負契約書第30条によるものとする。

第12章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- (1) 第三者との協議結果により変更が生じた場合
- (2) 湧水や漏水等が生じた場合
- (3) 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現
- (4) その他両者協議の上必要と認めた事項

第13章 その他

1. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

- (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。
- (2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

2. 契約後 VE 提案

(1) 定義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE 提案の意義及び範囲

ア VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

イ ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。

- (ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
- (イ) 工事請負契約書第18条(条件変更等)に基づき条件変更が確認された後の提案
- (ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE 提案書の提出

ア 受注者は、(2)の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書(共通仕様書 様式 6-1~4)に記載し、発注者に提出しなければならない。

(ア) 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由

(イ) VE 提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)

(ウ) VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

(エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係

(オ) 工業所有権を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項

(カ) その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項

イ 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

ウ 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。

エ VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE 提案の適否等

ア 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面(共通仕様書様式 6-5)により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

イ また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

ウ VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

エ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2(設計図書の変更に係る受注者の提案)の規定に基づくものとする。

オ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条(請負代金額の変更方法等)の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

カ 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額(以下、「VE 管理費」という。)を削減しないものとする。

キ VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条(条件変更等)の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

ク 発注者は、工事請負契約書第 18 条(条件変更等)の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条(請負代金額の変更方法等)第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条(条件変更等)の条件変更が生じた場合の前記カの VE 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由(不可抗力、予測不可能な事由等)により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事において、その内容が無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

3. 電子納品

工事完成図書を共通仕様書第 1 編 1－1－40 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R 又は BD-R）正副 2 部

4. 主任技術者等の専任期間

- (1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
- (2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確した場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- (3) 農業用水のかんがい期（令和 9 年 3 月 15 日～令和 9 年 10 月 31 日）の期間であって、工事を全面的に一時中止している期間については、主任技術者または監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- (4) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

5. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解の上、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事務所長、次長、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時及び新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続や工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

(4) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事務所長、次長、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(5) 建設コンサルタントの出席

上記（１）、（２）、（３）及び（４）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

(6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 工事関係書類様式（様式－42））を記録し、相互に確認するものとする。

6. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率以下の式により算出された率をいう。

真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

補正値(%) = 真夏日率 × 補正係数※

※ 補正係数: 1.2

7. 快適トイレの試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境(快適トイレ)の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下の(ア)～(サ)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、(シ)～(チ)については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

(ア) 洋式(洋風)便器

(イ) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)

(ウ) 臭い逆流防止機能

(エ) 容易に開かない施錠機能

(オ) 照明設備

(カ) 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする)

【付属品として備えるもの】

(キ) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

(ク) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

(ケ) サニタリーボックス

(コ) 鏡と手洗器

(サ) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

(シ) 便房内寸法900×900mm以上(面積ではない)

- (ス) 擬音装置（機能を含む）
- (セ) 着替え台
- (ソ) 臭気対策機能の多重化
- (タ) 室内温度の調整が可能な設備
- (チ) 小物置き場（トイレトーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（１）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（ア）～（カ）及び【付属品として備えるもの】（キ）～（チ）の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各１基ずつ２基／工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

8. 現場環境改善費

(1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから１内容以上選択し合計４つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 以下の表に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①昇降設備の充実 ②環境負荷の低減 ③ＩＣＴ設備の充実 ④作業負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） ④衛生設備・厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設の充実 ②盗難防止対策 ③健康関連施設の充実 ④野生生物・害虫対策等

計上項目	実施する内容（率計上分）
地域連携	①広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR 看板等） ②見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） ③社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む） ④現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

- (3) 現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用は、当初は計上していない。
 受注者は熱中症又は防寒対策として必要な施設について、事前に種類及び規模・規格並びに設置期間等について監督職員と協議することとし、必要性が確認された内容について設計変更の対象とする。なお、設計変更時においては、リース品の場合は見積書等、購入品の場合は設置期間分の減価償却費を算定した資料等を提出するものとする。
- (4) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費及び熱中症対策・防寒対策の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

9. 週休2日による履行実績取組証明書の発行

- (1) 本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。
- (2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。
- ア 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- イ 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
- ウ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。
- 受注者は、工事完成までに監督職員へ取組実績を報告する。報告は、現場閉所実績が記載された日報、工程表等により行うものとする。
- (4) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

10. 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施

工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合(以下「割合」という。)を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書(以下「計画書」という。)を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書(以下「変更計画書」という。)を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類(領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書)を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費(率分)と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

11. 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算(以下「1日未満積算基準」という。)は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

12. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

準備費：伐開・除根・除草費

- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

13. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

14. 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

- (1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。
- (2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大7.5点を加点評価する。ただし工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。

[事業（務）所長]

【被災農林漁家の就労機会の確保】

- ☐令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。（2.5点）
- ☐令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。（5点）
- ☐令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。（7.5点）

第14章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 管水路継手補修工				
(1) 止水バンド設置工				
止水バンド工 (区間1-2)	φ 1800用	箇所	19. 000	
止水バンド工 (区間1-3)	φ 1800用	箇所	16. 000	
止水バンド工 (区間1-4)	φ 1800用	箇所	8. 000	
止水バンド工 (区間1-5)	φ 1800用	箇所	32. 000	
止水バンド工 (区間1-6)	φ 1800用	箇所	33. 000	
止水バンド工 (区間1-7)	φ 1800用	箇所	10. 000	
止水バンド工 (区間1-8)	φ 1800用	箇所	4. 000	
止水バンド工 (区間1-9)	φ 1800用	箇所	6. 000	
止水バンド工 (区間1-10)	φ 1800用	箇所	12. 000	
止水バンド工 (区間1-11)	φ 1800用	箇所	3. 000	
止水バンド工 (区間1-12)	φ 1800用	箇所	3. 000	
止水バンド工 (区間1-13)	φ 1800用	箇所	14. 000	
止水バンド工 (区間1-14)	φ 1800用	箇所	20. 000	
止水バンド工 (区間1-15)	φ 1650用	箇所	4. 000	
止水バンド工 (区間1-16)	φ 1650用	箇所	52. 000	
止水バンド工 (区間1-17)	φ 1650用	箇所	27. 000	
止水バンド工 (区間1-18)	φ 1650用	箇所	42. 000	
止水バンド工 (区間1-19)	φ 1650用	箇所	23. 000	
既設止水バンド搬出撤去	処分含む	箇所	2. 000	
管内洗浄工		箇所	328. 000	
人孔蓋開閉工		箇所	9. 000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
人力小運搬		式	1.000	
2. 仮設工				
(1) 管路内排水工				
排水工 (区間①)		式	1.000	
排水工 (区間②)		式	1.000	
排水工 (区間③)		式	1.000	
(2) 管路内充水工				
充水工 (区間①～②)		式	1.000	
充水工 (区間③)		式	1.000	
(3) 仮設換気設備				
仮設換気設備	換気ファン, 発電機, ビニール風管	式	1.000	
仮設換気設備設置撤去		箇所	9.000	

別添様式

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官
〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

令和８年度～令和９年度 国営施設応急対策事業母畑地区

北幹線用水路改修（その３）工事

図 面 目 録

図面番号	図 面 名 称	枚 数	摘 要
1	位置図	1	
2 - 1 / 12	平面縦断図（1/12）	1	
2 - 2 / 12	平面縦断図（2/12）	1	
2 - 3 / 12	平面縦断図（3/12）	1	
2 - 4 / 12	平面縦断図（4/12）	1	
2 - 5 / 12	平面縦断図（5/12）	1	
2 - 6 / 12	平面縦断図（6/12）	1	
2 - 7 / 12	平面縦断図（7/12）	1	
2 - 8 / 12	平面縦断図（8/12）	1	
2 - 9 / 12	平面縦断図（9/12）	1	
2 - 10 / 12	平面縦断図（10/12）	1	
2 - 11 / 12	平面縦断図（11/12）	1	
2 - 12 / 12	平面縦断図（12/12）	1	
3	標準断面図	1	
	合 計	14	